

第4回館山市議会定例会議録
(第4号)

1 平成8年12月20日（金曜日）午前10時

1 館山市役所議場

1 出席議員 25名

1番	辻田	実	2番	本橋	亮一
3番	三上	英男	4番	小幡	一宏
5番	忍足	利彦	6番	鈴木	順子
7番	斎藤	実	8番	増田	基彦
9番	島田	保	10番	宮沢	治海
11番	秋山	光章	12番	植木	馨
13番	脇田	安保	14番	永井	龍平
15番	山崎	雅己	16番	鈴木	忠夫
17番	岩村	勝弘	18番	日下	君敏
19番	川名	正二	20番	神田	守隆
21番	山中	金治郎	22番	榎本	春光
23番	石井	昌治	24番	福原	勤
25番	飯田	義男			

1 欠席議員 なし

1 出席説明員

市長	庄司	厚	助役	小幡	清之
収入役	永野	修	企画部長	寺嶋	清
総務部長	鈴木	完二	市民福祉部長	渡辺	富雄
経済環境部長	小沼	晃	建設部長	鈴木	信一
水道課長	谷貝	実	教育委員会 委員長	伊藤	昌彦
教育委員会 教育委員長	高橋	博夫	選挙管理委員会 委員長	加藤	利
選挙管理委員会 事務局書記長	大山	了一	監査委員	山田	教和
監事務局査長	安西	一夫	農業委員会 会長	斎藤	明

1 出席事務局職員

事務局長 兵藤 恭一

事務局長補佐 鈴木 哲

書記 四ノ宮 朗

書記 島本 一樹

書記 鈴木 達也

書記 松浮 郁夏

1 議事日程（第4号）

平成8年12月20日午前10時開議

日程第1 { 議案第77号 契約の変更について
 議案第80号 平成8年度館山市一般会計補正予算（第5号）

日程第2 議案第78号 館山市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第79号 館山市沼大谷ため池、笠名大閑ため池及び広瀬腰越揚水機災害復旧事業分担金徴収条例の制定について

日程第4 請願第8号 消費税率引き上げ反対を求める請願書

日程第5 請願第12号 NTT株購入不正の徹底究明と再発防止策を求める請願書

日程第6 継続審査について

日程第7 { 議案第81号 館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第82号 平成8年度館山市一般会計補正予算（第6号）
 議案第83号 平成8年度館山市ユースホステル特別会計補正予算（第1号）
 議案第84号 平成8年度館山市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 議案第85号 平成8年度館山市水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第8 発議案第11号 法務局職員の増員に関する意見書について

開議 午前10時13分

◎議長（山中金治郎君） 本日の出席議員数25名、これより第4回市議会定例会第4日目の会議を開きます。

議案の配付

◎議長（山中金治郎君） 議案を配付いたさせます。

議案の配付漏れはありませんか。 — 配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

議案の上程

◎議長（山中金治郎君） 日程第1、議案第77号及び議案第80号の各議案を一括して議題といたします。

総務委員会委員長報告

◎議長（山中金治郎君） ただいま議題となりました各議案は、12月16日の本会議において総務委員会に付託されたものであります。

よって、これより総務委員会における審査の経過並びに結果につき、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長日下君敏さん。御登壇願います。

（総務委員会委員長日下君敏君登壇）

◎総務委員会委員長（日下君敏君） ただいま議題となりました議案第77号及び議案第80号にかかる総務委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る12月16日の本会議におきまして本委員会に付託されました各議案につきまして、17日委員会を招集し、審査を行いました。

以下、その質疑応答等の主なものについて御報告申し上げます。

まず、議案第77号契約の変更について — つまり南総文化ホール駐車場工事に関するものでございますけれども、今回これを増額してございます。工事費の増額の内訳につきましては、内訳は排水処理に関して約 700万円、仮設駐車場に関し約 200万円、その他排水溝などで60万円となっているという

ことでございます。

次に、事前調査等について説明を求めましたところ、これらの事前調査につきましては—事前に予測できなかったのかという質問に対しまして、隣接している文化ホール工事の影響などから見て、なるべく経済的な方法として、事前調査をするよりも、現場で対応して処理していくという従前の方針をとったとの説明がございました。

なお、現在行われておりますコミュニティセンター入り口付近の道路工事につきましては、丁字部分—つまり国道128号と国道バイパスの交差点部分から駐車場付近までの交差点約200メートルの区間について行っており、これは今年度内に完成する予定であるとの説明がございました。

次に、議案第80号平成8年度館山市一般会計補正予算（第5号）であります。土木施設災害復旧費中の河川の災害対策につきまして、主に境川がはんらんいたしましたんで、この点につきまして説明を求めましたところ、汐入川の流水の許容量の問題があって、今後の具体策といましましては、境川と汐入川の合流地点の改善を行うとか、境川上流部分における分水—つまり水を分けるという工事、それとか長須賀の富士橋の下床段差の解消、それから上流の床下げ改修工事などをしなくてはいけないだろう。そして、さらには調整池などを設けて機能の改善をするよう県に要望していくとの説明がございました。

なお、今回の台風は、土手が崩れるなど各地の施設が被害を受けたほかに、市民の生活にも大変大きな影響が出たので、来年度予算編成に当たっては、災害対策について十分な配慮をいたしていただくようにとの要望がございました。

次に、教育費中の出野尾にあります多目的グラウンドの復旧工事並びに近隣施設の排水処理について説明を求めました。この多目的グラウンドにつきましては、台風によって現在のり面が崩れておるわけでありますけれども、こののり面の整地と、中央に暗渠排水を設けるという工事をする。また、近隣施設内の雨水については、現在施設内に調整池を設置して自然浸透させておりまして、周辺道路に流れる排水については、側溝により長田、真倉方面

に流している。しかし、現在ございますこのグラウンドは仮設のものであって、将来同地区に本格的な施設計画が出た場合にはしっかりとした排水施設を設置していきたいという説明がございました。

採決の結果、付託を受けました議案第77号及び議案第80号につきましては、全員一致をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、この際、閉会中実施した行政視察について御報告申し上げます。

本委員会は、10月22日から24日まで、兵庫県伊丹市及び大阪府羽曳野市を視察いたしました。

伊丹市では、住民票等の自動交付機の設置と利用状況につきまして、また情報公開制度の活用について、総合教育センターの施設概要について等々を視察いたしました。

羽曳野市では、同じく住民票などの自動交付につきまして、また市政モニター制度、こういうものをとっておりますんで、そういう制度、それから市民に対する体験職員制度——これは市民が市職員として何十日間か入ってきて実際に職務につくという制度でございますが、そういう市民による体験職員制度について視察を行いました。

以上御報告申し上げまして、総務委員会委員長報告を終わります。

◎議長（山中金治郎君） 以上で委員長の報告を終わります。

質疑応答

◎議長（山中金治郎君） ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討 論

◎議長（山中金治郎君） これより討論を行います。

通告はありませんでした。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

◎議長（山中金治郎君） これより採決いたします。

採決は一括して行います。

各議案についての委員長報告は原案可決であります。

各議案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山中金治郎君） 御異議なしと認めます。よって、各議案はいずれも原案どおり可決されました。

議案の上程

◎議長（山中金治郎君） 日程第2、議案第78号館山市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

文教民生委員会委員長報告

◎議長（山中金治郎君） 本案は、12月16日の本会議において文教民生委員会に付託されたものであります。

よって、これより文教民生委員会における審査の経過並びに結果につき、委員長の報告を求めます。

文教民生委員会委員長宮沢治海さん。御登壇願います。

（文教民生委員会委員長宮沢治海君登壇）

◎文教民生委員会委員長（宮沢治海君） ただいま議題となりました議案第78号にかかる文教民生委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る12月16日の本会議におきまして本委員会に付託されました本議案につきまして、17日委員会を招集し、審査を行いました。

以下、その質疑応答等、主なものについて申し上げます。

議案第78号館山市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてであります。委員の人選について説明を求めたところ、現行の条例では1号から7号まであるが、1号は関係地方行政機関、2号は千葉県、3号は管轄警察署、4号は館山市職員となっており、実際に災害時活動する機関で組織さ

れているとの説明がありました。

また、改正の内容について説明を求めたところ、7号の関係公共機関は自衛隊であり、それ以外は医師会、東京電力、日東バス、トラック協会、ガス、地区タクシー協会等の代表9人であったが、今回の改正により、LPGガス、歯科医師会、薬剤師会から3人を追加し、7号の委員を12人にしようとするものである。さらに、地域には自主防災会が組織されているので、8号を新たに設け、市長が防災上必要と認めた者として、町内会連合会から1名を加えようとするものであるとの説明がありました。

採決の結果、付託を受けました議案第78号については、全員一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、この際、閉会中実施した行政視察について御報告いたします。

本委員会は、10月29日から31日まで、静岡県富士宮市及び伊東市を視察いたしました。

富士宮市では、保健および救急医療センターの併合施設、生涯学習推進施設について視察を行いました。

伊東市では、防災センター施設、地区公民館及び幼稚園との複合施設について視察を行いました。

以上御報告申し上げまして、文教民生委員会委員長報告を終わります。

◎議長（山中金治郎君） 以上で委員長の報告を終わります。

質疑応答

◎議長（山中金治郎君） ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。 — 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討論

◎議長（山中金治郎君） これより討論を行います。

通告はありませんでした。討論はありませんか。 — 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

◎議長（山中金治郎君） これより採決いたします。

本案についての委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山中金治郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

◎議長（山中金治郎君） 日程第3、議案第79号館山市沼大谷ため池、笠名大閑ため池及び広瀬腰越揚水機災害復旧事業分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

建設経済委員会委員長報告

◎議長（山中金治郎君） 本案は、12月16日の本会議において建設経済委員会に付託されたものであります。

よって、これより建設経済委員会における審査の経過並びに結果につき、委員長の報告を求めます。

建設経済委員会委員長島田 保さん。御登壇願います。

（建設経済委員会委員長島田 保君登壇）

◎建設経済委員会委員長（島田 保君） ただいま議題となりました議案第79号に係る建設経済委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る12月16日の本会議におきまして本委員会に付託されました本議案につきまして、同日委員会を招集し、審査を行いました。

以下、その質疑応答等、主なものについて申し上げます。

議案第79号館山市沼大谷ため池、笠名大閑ため池及び広瀬腰越揚水機災害復旧事業分担金徴収条例の制定についてでありますが、委員から災害の状況についての説明を求めたところ、沼地区については高さ4メートル、長さ43

メートルの土手の崩壊、笠名地区については高さ4メートル、長さ11メートルの土手の崩壊、広瀬地区については揚水機の修理であるとの説明がありました。

また、国、市及び受益者の負担割合についてはどうかとの質疑に対して、負担割合については国が65%、市が17.5%、受益者が17.5%であるとの説明がありました。

採決の結果、付託されました本議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

なお、この際、閉会中実施した行政視察について御報告いたします。

本委員会は、11月5日から7日まで、愛知県東海市及び岐阜県関市を視察いたしました。

東海市では、公共下水道事業、商工センターについて視察を行いました。

関市では、農業集落排水施設、特定環境保全公共下水道事業、地方卸売市場について視察を行いました。

以上御報告申し上げまして、建設経済委員会委員長報告を終わります。

◎議長（山中金治郎君） 以上で委員長の報告を終わります。

質 疑 応 答

◎議長（山中金治郎君） ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。 — 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討 論

◎議長（山中金治郎君） これより討論を行います。

通告はありませんでした。討論はありませんか。 — 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

◎議長（山中金治郎君） これより採決いたします。

本案についての委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（山中金治郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

請願書の上程

◎議長（山中金治郎君） 日程第4、請願第8号消費税率引き上げ反対を求める請願書を議題といたします。

総務委員会委員長報告

◎議長（山中金治郎君） 本請願は、9月13日の本会議において総務委員会に付託されたものであります。

よって、これより総務委員会における審査の概要につき、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長日下君敏さん。御登壇願います。

(総務委員会委員長日下君敏君登壇)

◎総務委員会委員長（日下君敏君） ただいま議題となりました請願第8号消費税率引き上げ反対を求める請願書につきまして、総務委員会における審査の概要について御報告申し上げます。

本請願につきましては、去る9月13日の本会議におきまして本委員会に付託され、その後継続審査となっていたものであります。17日招集の委員会におきまして審査を行いました。

討論の中で、消費税は所得の低い人ほど実際の税負担が重くなるという不公平な税であり、基本的に税制度自体に問題がある。さきの衆議院議員選挙において当選された多くの議員が据え置き等を公約していた現実から、国民の圧倒的多数が消費税率引き上げに反対だということが明らかになったとの意見がございました。

さらに、税率据え置きには賛成であるけれども、消費税の廃止という趣旨も含んでいるこの請願は現実的に問題があるとして、反対するとの意見があ

りました。

採決の結果、本請願につきましては、賛成少数により採択しないものと決定いたしました。

以上御報告申し上げまして、総務委員会委員長報告を終わります。

◎議長（山中金治郎君） 以上で委員長の報告を終わります。

質 疑 応 答

◎議長（山中金治郎君） ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。 — 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討 論

◎議長（山中金治郎君） これより討論を行います。

通告はありませんでした。討論はありませんか。 — 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

◎議長（山中金治郎君） これより採決いたします。

採決は起立により行います。

本請願についての委員長の報告は採択しないであります。

本請願を委員長の報告どおり採択しないことに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（山中金治郎君） 起立多数であります。よって、本請願は採択しないことに決しました。

請願書の上程

◎議長（山中金治郎君） 日程第5、請願第12号N T T株購入不正の徹底究明と再発防止策を求める請願書を議題といたします。

議会運営委員会及び総務委員会委員長報告

◎議長（山中金治郎君） 本請願については、12月16日の本会議において、請願事項第1項は議会運営委員会に、請願事項第2項乃至第4項は総務委員会にそれぞれ付託されたものであります。

よって、これより議会運営委員会及び総務委員会における審査の概要につき、委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長岩村勝弘さん。御登壇願います。

（議会運営委員会委員長岩村勝弘君登壇）

◎議会運営委員会委員長（岩村勝弘君） ただいま議題となりました請願第12号N T T 株購入不正の徹底究明と再発防止策を求める請願書中、請願事項第1項にかかる議会運営委員会における審査の概要について御報告申し上げます。

本請願につきましては、12月16日の本会議において本委員会に付託されたものでありますて、同日委員会を招集し、審査を行いました。

請願事項第1項は地方自治法第100条に基づく調査委員会の設置を求めるものでありますが、本委員会における審査の中で、実態は、既に6月議会から論議され、かなり究明されていると判断できる。また、さきの議会で全会一致で決議を行い、加えて現在告発が受理されている状況にあるなどの点から、今後の状況を見守りたいとする意見と、さらに、告発をしたとしても、公訴時効になれば起訴されず、そうなれば自治体の判断になるし、灰色の部分が残ってしまう。先のことまで考えて判断しなければならない等の意見がありました。

さらに討論では、百条委員会は最も強い調査権を持つものであり、今回の事件は館山市政の中でかつてない重大事件であることから、許され得る限りの力を尽くして解明を図ることが必要である。現実に告発がなされ、捜査が行われている中で、その調整は考えなければならないが、そのことを前提にした上でも100条に基づく調査は重要だと考え、賛成するとの意見がありました。

また、反対の立場から、百条委員会の設置については既に議会の中で十分

論議されている。また、告発が行われている状況にあり、したがってその結果を待つべきであるという立場から、委員会の設置については見送りたいとの意見がありました。

採決の結果、付託を受けました請願第12号中、請願事項第1項については、賛成少数により採択しないものと決しました。

以上御報告申し上げまして、議会運営委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

◎議長（山中金治郎君） 次に、総務委員会委員長日下君敏さん。御登壇願います。

（総務委員会委員長日下君敏君登壇）

◎総務委員会委員長（日下君敏君） ただいま議題となりました請願第12号 NTT株購入不正の徹底究明と再発防止策を求める請願書中、請願事項第2項乃至第4項にかかる総務委員会における審査の概要について御報告申し上げます。

本請願につきましては、12月16日の本会議におきまして本委員会に付託されましたものであります。17日招集の委員会において審査を行いました。

委員会は結局のところ—討論の際、請願事項第2項—すなわち債務免除条例の廃止を求めるものについては、庄司市長は議会答弁の中で、同条例は既に実効性がないので、廃止しても意味がないということでありましたが、法的にはそういうことかもしれません、市民の関心にこたえるという意味で、また議会の毅然たる姿勢を示すという意味からも、この際同条例は廃止すべきであるとの意見がありました。

第3項の情報公開条例の制定を求める件につきましては、議会の総意としてこの際議決してはっきりさせることは重要なことである。また、第4項の監査方法のあり方について見直しを求めるという項目につきましては、今後の監査委員の選任の方法を含め、議会として十分考えていく必要があるとの意見がありました。

討論の後、採決に入り、採決では、本請願中、請願事項第2項については可否同数となり、委員長裁決の結果、採択しないものと決しました。

次に、請願事項第3項及び第4項につきましては、全員一致により採択するものと決しました。

以上御報告申し上げまして、総務委員会委員長報告を終わります。

◎議長（山中金治郎君） 以上で委員長の報告を終わります。

質 疑 応 答

◎議長（山中金治郎君） ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。 — 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討 論

◎議長（山中金治郎君） これより討論を行います。

通告はありませんでした。討論はありませんか。

鈴木さん。

◎6番（鈴木順子君） 請願第12号の第1項につきまして — 地方自治法第100条に基づく調査委員会設置を求める件につきましての賛成の討論をいたします。

この件につきましては、元収入役らによりますNTT株の購入問題が発覚以来、多くの市民の怒りを買っていることは御承知のとおりであります。それは、市がいまだに市民に対して — 大きな損害を受けながらも、対処の仕方が非常にあいまいであったということ、また議員が議会の中でできることを本当に行つたのかという声、こういった不満があるのではないかというふうに思っております。

私は、当初よりこの件の重大性を考えて百条委員会の設置を求めてまいりましたが、再三にわたりその時期を逃してまいりました。監査を依頼しているから、また報告を待つてから考えよう、こういったことが言われ続けてまいりました。また、監査報告がされれば、次の日に弁済行為があるからと言われ、この間機会があったにもかかわらず、何度も逃されてきた経緯があったのではないかでしょうか。

一言申し上げておきますが、監査委員会は議会とはまた別の組織でありま

す。立場が違います。議会が調査委員会を設置することは、議員として私は当たり前の行為ではないかというふうに考えております。市の態度もあいまいではありますが、議会の態度としても様子待ちのような態度がなかったでしょうか。議会としては、そのときの置かれている状況の中で、重要な問題が発覚したならば、調査委員会を設置して行うということができます。現に私どもの議会には医療問題、駅問題、館山湾問題などの特別委員会が設置をされております。このどの問題よりも今回のNTT株購入問題は重要ではなかっただろうか。

私は議会において、6月、9月、12月、この3回の一般質問の中でチャンスはありましたが、非常に自分でも不十分だと思っております。しかし、市が11月に川上元収入役1人を告発したことを見ても、肝心の事の起りであった山田、渡辺元収入役たちの話が一回も議会を通して聞かれていない、こういった状況でありましたが、9月議会で市に告発を促して、告発をしたからもういいだろうというような声がありますが、これは非常にナンセンスであります。むしろ、川上元収入役1人を市が告発したことで、私は山田、渡辺両氏も議会として調査委員会を設置してきちんと調査をすべきであると思います。それが議員の姿であるというふうに思っております。この請願が市民の中から起つた、出たということにつきましても、一人の議員としては、むしろ私たち自身が百条委員会設置をした方が本当の姿としては望ましいのではないかというふうに思っております。

したがいまして、今回出されました請願第12号の第1項につきまして、私は賛成をしてまいりたいと思います。

以上、賛成の討論といたします。

◎議長（山中金治郎君） 他にございませんか。 — 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

◎議長（山中金治郎君） これより採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、請願事項第1項地方自治法第100条に基づく調査委員会の設置を求めるについて、起立により採決をいたします。

第1項についての委員長の報告は採択しないであります。

第1項を委員長の報告どおり採択しないことに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（山中金治郎君） 起立多数であります。よって、請願事項第1項は採択しないことに決しました。

次いで、請願事項第2項債務免除条例の廃止を求めるについて、起立により採決いたします。

第2項についての委員長の報告は採択しないであります。

第2項を委員長の報告どおり採択しないことに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（山中金治郎君） 起立多数であります。よって、請願事項第2項は採択しないことに決しました。

次いで、請願事項第3項及び第4項について採決いたします。

第3項及び第4項についての委員長の報告は採択するであります。

お諮りいたします。第3項及び第4項を委員長の報告どおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（山中金治郎君） 御異議なしと認めます。よって、請願事項第3項及び第4項は採択することに決しました。

継続審査について

◎議長（山中金治郎君） 日程第6、請願の継続審査についてお諮りいたします。

文教民生委員会に付託中の請願第7号稻村城跡保存に関する請願書について、委員長から、慎重審査の必要上、会議規則第104条の規定により、閉会

中の継続審査とされたいとの申し出がありました。本請願を委員長からの申し出どおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（山中金治郎君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は閉会中の継続審査とすることに決しました。

議長の報告

◎議長（山中金治郎君） なお、この際申し上げます。

各常任委員会における陳情審査結果が報告されております。お手元に配付の印刷書により御了承願います。

議案の上程

◎議長（山中金治郎君） 日程第7、議案第81号乃至議案第85号の各議案を一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議案の内容説明

◎議長（山中金治郎君） 議案の説明を求めます。

庄司市長。

(市長庄司 厚君登壇)

◎市長（庄司 厚君） 提案理由を御説明申し上げます。

議案第81号館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本年8月の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び10月の千葉県人事委員会の勧告に基づき、館山市におきましても、一般職の給料、諸手当につきまして、国及び千葉県に準じ、その額を改定しようとするものでございます。

次に、議案第82号平成8年度館山市一般会計補正予算（第6号）でございますが、歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出それぞれ4,906万5,000円を追加し、総額161億8,012万円としようとするものでございます。

歳出の内容といたしましては、給与改定等に伴う各款における人件費及び下水道事業特別会計繰出金の補正をするものでございます。

これらの財源といたしまして、前年度繰越金をもって充当しようとするものでございます。

次に、議案第83号平成8年度館山市ユースホステル特別会計補正予算（第1号）でございますが、給与改定に伴う人件費で12万2,000円を追加しようとするものでございます。

次に、議案第84号平成8年度館山市下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、給与改定等に伴う人件費で142万7,000円を追加しようとするものでございます。

次に、議案第85号平成8年度館山市水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、給与改定等に伴う人件費で、収益的支出におきまして282万1,000円を追加しようとするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

◎議長（中山金治郎君） 説明は終わりました。

質疑応答

◎議長（中山金治郎君） これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。 — 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

◎議長（中山金治郎君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中山金治郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

討 論

◎議長（山中金治郎君） これより討論を行います。

討論はありませんか。 — 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

◎議長（山中金治郎君） これより採決いたします。

採決は一括して行います。

各議案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山中金治郎君） 御異議なしと認めます。よって、各議案は原案どおり可決されました。

議案の上程

◎議長（山中金治郎君） 日程第8、発議案第11号法務局職員の増員に関する意見書についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議案の内容説明

◎議長（山中金治郎君） 議案の説明を求めます。

（18番議員日下君敏君登壇）

◎18番（日下君敏君） ただいま議題となりました発議案第11号法務局職員の増員に関する意見書について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案につきましては、委員会において了承できるものと決しました陳情書の趣旨を体しまして、関係機関に意見書を提出したく、8名の賛成者を得まして提案した次第でございます。

満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

◎議長（山中金治郎君） 説明は終わりました。

質疑応答

◎議長（山中金治郎君） これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。 — 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

◎議長（山中金治郎君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山中金治郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

討論

◎議長（山中金治郎君） これより討論を行います。

討論はありませんか。 — 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採決

◎議長（山中金治郎君） これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（山中金治郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

閉会 午前10時55分

◎議長（山中金治郎君） 以上で本定例会に付議されました案件は議了いたしました。

よって、これにて第4回市議会定例会を閉会いたします。

◎本日の会議に付した事件

1 議案第77号乃至議案第85号

1 請願第8号及び請願第12号

1 繼続審査について（請願第7号）

1 発議案第11号

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

館山市議会議長

館山市議会議員

館山市議会議員